

## 令和 7 年第 7 回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 6 月 1 1 日（水） 午後 3 時

2 開催場所 五所川原市役所 2 階 会議室 2 B、2 C

3 出席委員 1 7 名

会 長

2 0 番 森 義博

委 員

|       |        |       |        |
|-------|--------|-------|--------|
| 1 番   | 今 貴洋   | 2 番   | 山形 浩一  |
| 3 番   | 角田 里美  | 4 番   | 宮崎 尚彦  |
| 5 番   | 伊藤 美穂子 | 6 番   | 鳴海 正   |
| 7 番   | 外崎 高逸  | 9 番   | 石岡 雅樹  |
| 1 0 番 | 小林 達英  | 1 1 番 | 佐藤 善一  |
| 1 2 番 | 一戸 孝志  | 1 4 番 | 佐藤 敬道  |
| 1 5 番 | 相馬 孝雄  | 1 6 番 | 柳原 一夫  |
| 1 8 番 | 中谷 徳善  | 1 9 番 | 小山内 清人 |

欠 席

|       |       |       |      |
|-------|-------|-------|------|
| 8 番   | 乗田 栄一 | 1 3 番 | 工藤 昇 |
| 1 7 番 | 白戸 裕丈 |       |      |

4 次 第

（1）開 会

（2）会長挨拶

（3）議長選出

（4）議事録署名者の指名及び書記任命

（5）業務報告

（6）議 事

議案第 3 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 3 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第 3 3 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第 3 4 号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について

報告第 1 5 号 農地法第 1 8 条第 6 号の規定による通知書の受理について

報告第 16 号 農用地利用集積等促進計画の認可・公告について

報告第 17 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分の取消しについて

5 閉 会

6 書 記

農業委員会市浦支所

支所長 奈良 和之

7 参 与

農業委員会事務局

局 長 一戸 武二

次 長 鈴木 秀人

係 長 山田 竜太郎

主 査 藤元 大季

農業委員会金木支所

支所長 秋村 正紀

(開会時刻 午後 3 時)

司 会      ただ今から令和 7 年第 7 回総会を開会いたします。  
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長      (あいさつ)

司 会      次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。  
森会長、よろしくお願いします。

会 長      (議長席へ)

議 長      それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力を  
お願い致します。

本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 17 名であ  
り、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、  
私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員      (異議なしの声あり)

議 長      異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、14 番 佐藤敬道(さとうたかみち)委員、1 番 今  
貴洋(こんたかひろ)委員のご両名を指名いたします。

また、書記には奈良市浦支所長を任命いたします。

議 長      なお、参与として、一戸事務局長、鈴木次長、山田農地係長、藤元主査、  
秋村金木支所長をお願いいたします。

次に、次第 5 業務報告を参与から報告していただきます。

参 与      令和 7 年 5 月 26 日午前 9 時 30 分から、佐藤 善一 委員、工藤 昇  
委員、高橋 克也 推進委員で五所川原北地区の法務局登記官照会 1 件の現  
地調査を行いました。

また、令和 7 年 5 月 2 9 日午前 9 時 3 0 分から、市役所 2 階会議室においてあっせん委員会を行い、小笠原 一昌 推進委員と事務局であっせんにあたり、3 条有償移転事業 1 件を適正に処理しました。

また、令和 7 年 6 月 5 日午前 9 時 3 0 分から、白戸 裕丈 委員、岩渕 貴仁 推進委員で五所川原南地区の 5 条転用 1 件の現地調査を行いました。

議 長      ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第 3 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与      1 ページをご覧ください。

議案第 3 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第 1 条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

申請件数は、有償所有権移転 1 件、無償所有権移転 6 件、賃貸借権設定 8 件です。申請内容については 2 ページ以降をご覧ください。

議 長      議案第 3 1 号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

はじめに、賃貸借権設定 8 番以外について審議いたします。ご質問のある方はお願いいたします。

委 員      （な し）

議 長      ご質問がないようですので、賃貸借権設定 8 番以外について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員      （異議なしの声あり）

議 長      ご異議がないようですので、賃貸借権設定 8 番以外について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、賃貸借権設定 8 番について審議いたします。「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限」となりますので、7 番 外崎高逸（とのさきこういつ）委員には退席をお願いいたします。

外崎委員   （退 席）

議 長      ご質問がある方はお願いいたします。

委 員      （な し）

議 長      ご質問がないようですので、賃貸借権設定 8 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員      （異議なしの声あり）

議 長      ご意義がないようですので、賃貸借権設定 8 番について原案のとおり決定いたします。

7 番 外崎高逸（とのさきこういつ）委員の入室を許可いたします。

外崎委員   （入 室）

議 長      つづきまして、議案第 3 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与      2 0 ページをご覧ください。

議案第 3 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。

農地法施行令第 1 0 条第 1 項の規定により、許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転1件です。

21ページをご覧ください。

1 番 大字梅田字福浦、畑1筆、212㎡

譲受人、譲渡人は記載のとおりです。

転用目的は一般個人住宅の建築です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約4.5kmに位置し、10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置される住宅として不許可の例外に該当します。

申請人は、現在、藤崎町の夫の実家に親と同居しており、第2子誕生のため、現住居が手狭となり、住宅を建築することとしました。新築場所の選定に当たっては、妻の実家が五所川原市にあることから、長女を市内の保育園に通わせており、そのまま市内の小学校に進学させたいと考え、夫婦の通勤の利便性も考慮した結果、申請地付近で土地を探すこととしました。宅地等の農地以外を検討しましたが、条件が合う土地が見つからず、やむなく当該申請地を選択するに至ったものであります。

汚水は下水路に接続し、雨水は自然浸透及び道路側溝へ流れるような勾配としており、周辺農地への影響は少ないと見込まれます。

また、資力、信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については22ページ、現地調査時の写真等については23ページをご覧下さい。

議 長 議案第32号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第32号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なしの声あり）

議 長 ご異議がないようですので、議案第 3 2 号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして、議案第 3 3 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 2 4 ページをご覧ください。

議案第 3 3 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」であります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求めるものであります。件数は、一括方式 1 1 件、再配分 1 件、売買 7 件です。

2 5 ページから 2 8 ページまでの 1 1 件については、一括方式による促進計画で、2 9 ページの 1 件については、受け手変更による再配分の促進計画となります。また、3 0 ページから 3 2 ページまでの 7 件については、農地売買等事業による促進計画になります。

以上、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、五所川原市農業委員会会長名により 7 月下旬に認可・公告される予定です。

議 長 議案第 3 3 号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 （な し）

議 長 ご質問がないようですので、議案第 3 3 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なしの声あり）

議 長 ご意義がないようですので、議案第 3 3 号について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第 3 4 号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 3 3 ページをご覧ください。

議案第 3 4 号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」であります。

青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会があり、現況を調査し回答したので承認を求めるものです。件数は 1 件です。

1 番 大字長富字鎧石、畑 1 筆、532 m<sup>2</sup>、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。調査の結果、家屋が建築されており、農地へ復元するには著しく困難であることから、非農地と判断されました。

現地調査時の写真については、3 4 ページをご覧ください。

議 長 議案第 3 4 号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 （な し）

議 長 ご質問がないようですので、議案第 3 4 号について承認することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なし）

議 長 ご異議がないようですので、議案第 3 4 号について原案のとおり承認いたします。

以上、議案第 3 1 号から議案第 3 4 号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。事務局か



ら何か報告等ございませんか。

事務局           （報 告）

議 長           その他、何かございませんか。

以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。  
慎重なご審議ありがとうございました。